

「御幣島中央公園事業」「大和川公園事業」 追加説明資料

「限定的な事業実施」の内容について（案）

- ・現在、御幣島中央公園と大和川公園の一部については、最近の社会経済情勢の推移や本市の財政事情を受け、当初の計画どおり事業を実施することが困難な状況にある。
- ・現状は、暫定的に広場として開放しており、球技・レクリエーションに利用している状況であるが、給排水設備が未整備であり、植栽がないなど、必要な最低限のインフラが未整備の状況にある。
- ・両公園については、本年度第2回の有識者会議での議論において、限定的な事業実施の具体的な内容について明確にする必要があるとのご意見をいただいた。
- ・以上の状況を総合的に勘案し、両公園については、今後5年間で予算確保に努め、公園利用者の利便性の向上及び維持管理上必要で、一時避難所としても求められる最低限の整備を実施し、事業を完了させて供用するものとする。

〔両公園の整備内容と目的〕

- ・給排水設備の整備 樹木への灌水、広場管理、園外への排水流出防止等のため。
 - ・出入口の整備 車両侵入対策、身体障害者対策等のため。
 - ・フェンスの設置 転落防止、管理区分の明確化のため。
 - ・植栽(特に低木・地被類) 砂塵飛散防止、季節感の創出等のため。
 - ・公園灯 防犯、夜間通行の安全確保等のため。
 - ・防球柵の改修 柵の老朽化対応。 御幣島中央公園のみ。
- など

現在の利用状況を勘案して既存施設を活用することを前提に、地元や区役所との調整を図り、具体的な整備内容を決定する。

参考：(2ha前後の新設公園で)通常想定される整備内容の例

- 公園全体 = 給水設備(散水栓、給水管)、排水設備(集水桝、マンホール、側溝、排水管)、公園灯、園路などの舗装(土舗装、インターロッキング舗装、コンクリート舗装、アスファルト舗装など)、車止めなどの出入口整備、境界への縁石・フェンス設置、パーゴラ設置、ベンチ設置、高木・低木・地被類の植栽など
- 野球場など = 防球柵(高尺フェンス)、グラウンド整備、夜間照明灯
- 遊具広場 = 複合遊具、ブランコ、鉄棒、砂場など